

規制基準 NR 03－差し止めおよび停止

発行	連邦公報
1978年06月08日 MTb 条例第 3.214 号	1978年07月06日
変更/更新	連邦公報
1983年03月09日 SSMT 条例第 06 号	1983年03月14日
2011年01月17日 SIT 条例第 199 号	2011年01月19日
2019年09月23日 SEPRT 条例第 1.068 号	2019年09月24日

(1919年9月23日のSEPRT条例第1.068号による作成)

関連する条例の第4条の期限を参照－公表から120日後。

概要

- 3.1 目的;
- 3.2 定義;
- 3.3 重大かつ差し迫ったリスクの特徴;
- 3.4 差し止めおよび停止の要件;
- 3.5 最終規定。

3.1 目的

3.1.1 この規定は、重大かつ差し迫ったリスクを特徴づけるための指針と、差し止めおよび停止のための客観的な技術要件を定める。

3.1.1.1 前述の技術要件の採用は、一貫性のある、相応した、透明性のある決定を形成することを目的とする。

3.2 定義

3.2.1 重大かつ差し迫ったリスクとは、労働者に重大な傷害を伴う事故または疾病を引き起こす可能性のあるすべての労働条件または状況と考慮する。

3.2.2 差し止めおよび停止は、労働者にとって重大かつ差し迫ったリスクを特徴付ける労働条件または状況の確認から採用された緊急措置である。

3.2.2.1 差し止めは、労働の部分的または全体の停止を意味する。

3.2.2.2 差し止めは、活動、機械または設備、サービス部門または施設の部分的または全体の停止を意味する。

3.2.2.3 差し止めおよび停止は、項目 3.2.2.1 および 3.2.2.2 に記載されている 1 つまたは複数のケースに関連していることが出来る。

3.2.2.3.1 労働監視監査官は、重大かつ差し迫ったリスクの状況が確認された最小単位での差し止めまたは禁止を採用しなければならない。

3.3 重大かつ差し迫ったリスクの特徴

3.3.1 重大かつ差し迫ったリスクの特徴づけは下記の項目を考慮しなければならない：

a) 表 3.1 に従って、イベントの期待される結果または潜在的な結果としての結果； および (2020 年 1 月 23 日の DOU (連邦官報) の 57 ページ、セクション 1 での訂正)

b) 表 3.2 に従って、結果が発生する、または発生している可能性などの確率。(2020 年 1 月 23 日の DOU (連邦官報) の 57 ページ、セクション 1 での訂正)

3.3.2 この規制を適用する目的で、リスクはイベントの結果とその発生確率の組み合わせによって表される。

3.3.3 リスクを評価するとき、労働監督監査官は結果と確率を別々に考慮しなければならない。

3.3.4 結果と確率の分類は、労働監督監査官によって合理的な方法で実行されます。

3.3.5 結果の分類は、表 3.1 の規定に従って、また、確率の分類は、表 3.2 の規定に従って行われなければならない。

表 3.1: 結果の分類

結果	原則
死亡	即時または後で起こる死亡つながる可能性がある。
重度	身体的完全性および/または健康を害し、永久的な傷害または後遺症を引き起こす可能性がある。
重要	身体的完全性および/または健康を害し、15 日を超える期間の一時的な無能力を伴う傷害を引き起こす可能性がある。
軽度	身体的完全性および/または健康を害し、15 日以下の期間の一時的な無能力を伴う傷害を引き起こす可能性がある。
無し	傷害や健康への影響がなにもない。

表 3.2: 確立の分類

分類	説明
可能性が高い	予防措置が存在しないか、適正でないことが認識できる。結果が予想され、発生または発生する確率が高い。
可能性がある	予防措置は、明白な逸脱または問題を見せている。措置が維持される保証がない。結果が生じる可能性があり、それが現実になる可能性が考えられる。
可能性が遠い	予防措置は適切であるが、逸脱がわずかにある。稼働中であっても、常にまたは長期的に維持される保証がない。結果が発生する可能性は少なく、ほとんどない。
奇有	予防措置は適切であり、この状況の継続の保証がある。結果は予想されず、その発生は一般的ではなく、特別である。

3.3.6 労働者にとって重大で差し迫ったリスクを特徴づけるには、労働監督監査官は、現在のリスク（発見された状況）と関連リスク（客観的な状況）を比較することによってリスクの過剰を定めなければならない。

3.3.7 過剰リスクは、現在のリスク（発見された状況）が、予防措置の採用後の予想される関連リスク（客観的な状況）からどれだけ離れているかを表す。

3.3.8 表 3.3 は、個人の無防備または評価されたリスクにさらされた少数の潜在的な被害者の場合に、労働監督監査官が使用されなければならない。

3.3.9 表 3.4 は、リスクにさらされると、同時に複数の被害者に傷害や疾病を引き起こす可能性がある状況の評価するために使用されなければならない。

3.3.10 過剰リスク記述は、E-極度、S-過度、M-中程度、P-小程度、またはN-なしです。

3.3.11 過剰リスクを確立するには、労働監督監査官は次の手順に従わなければならない:

a) 1 番目のステップ：既存の管理手段、つまり、活動に存在すると観察または見なされるリスクの合計レベルを考慮に入れて、発見された状況から生じる現在のリスク（発見された状況）を、表 3.3 または表 3.4 の左側の列に示されている分類を使用して評価する
(2020 年 1 月 23 日の DOU (連邦官報) 57 ページ、セクション 1 で訂正)；

b) 2 番目のステップ：関連リスク（客観的な状況）、つまり、必要な予防措置を実施したときの残存リスクのレベルを、表 3.3 または表 3.4 の下部の行の分類を使用して、確立する
(2020 年 1 月 23 日の DOU (連邦官報) 57 ページ、セクション 1 で訂正)；

c) 3番目のステップ：現在のリスクと関連リスクを比較し、表3.3または表3.4で2つのリスクの交わり見つけて、過剰リスクを特定する（2020年1月23日のDOU（連邦官報）57ページ、セクション1で訂正）。

3.3.12 現在のリスクと関連リスク（それぞれ1番目のステップと2番目のステップでの定義された）の両方のリスクについて、最初に結果を決定し、次に、発生する結果の確率を決定しなければならない。

3.3.12.1 規制基準で想定されている労働条件または状況は、客観的な状況（関連リスク）と考慮される。

3.3.12.2 労働監督監査官は、発生のより大きな予測可能な結果を常に考慮しなければならない。

3.4 差し止めおよび停止の要件

3.4.1 労働監督監査官が過度の極度のリスク（E）の存在を確認した場合は、常に、必要な場合はすぐに、作業、活動、機械または設備、職場、施設の差し止めまたは停止の対象となる。

3.4.2 労働監督監査官が実質的な過度のリスク（S）の存在を確認した場合、特定のケースの状況を考慮して、必要な場合はすぐに、作業、活動、機械または設備、職場、施設の差し止めまたは停止の対象となる。

3.4.3 労働監督監査官は、発見された状況が即時適応の対象となるかどうかを考慮しなければならない。

3.4.3.1 即時適応の実現可能性について結論を下し、労働監督監査官は、リスク状況に関連する活動を停止する必要性と、追加のリスクを発生させないリスクの排除のための予防措置と注意措置の即時採用を決定する。

3.4.4 中程度（M）、小程度（P）、またはなし（N）の過剰リスクの評価のある状況は、差し止めまたは停止の対象にはならない。

表 3.3- 過剰リスク表：個人的にさらされた、または潜在的な被害者の数の減少

現在のリスク評価（発見された状況）	結果	確率												
	なし	奇有	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N
	軽度	可能性が遠い	N	N	P	N	N	N	P	N	N	N	P	
		可能性がある	N	N	P	N	N	N	P	N	N	P	P	
		可能性が高い	N	N	M	N	N	N	M	N	P	M	M	
	重要	可能性が遠い	N	N	M	N	N	N	M	P	M	M	M	
		可能性がある	N	N	M	N	N	M	M	M	M	M	M	
		可能性が高い	N	N	S	N	M	M	S	M	M	M	S	
	死亡/重度	可能性が遠い	N	N	S	M	M	M	S	M	M	S	S	
		可能性がある	N	M	E	M	S	S	E	S	S	S	E	
		可能性が高い	S	S	E	S	S	S	E	S	S	E	E	
	参照確率		可 能 性 が あ る	可 能 性 が 遠 い	奇 有	可 能 性 が 高 い	可 能 性 が あ る	可 能 性 が 遠 い	奇 有	可 能 性 が 高 い	可 能 性 が あ る	可 能 性 が 遠 い	奇 有	
関連結果		死亡/重度			重要				軽度/なし					
関連リスク分類（客観的状況）														

過剰リスク：

E-極度 S-過度 M-中程度 P-小程度 N-なし

表 3.4- 過剰リスクの表：リスクにさらされると、同時に複数の被害者に傷害や疾病を引き起こすことがある

現在のリスク評価（発見された状況）	結果	確率												
	無し	奇有	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N
		軽度	可能性が遠い	N	N	P	N	N	N	P	N	N	N	P
			可能性がある	N	N	P	N	N	N	P	N	N	P	P
	重要	可能性が高い	N	N	M	N	N	N	M	N	P	M	M	
		可能性が遠い	N	N	M	N	N	N	M	P	M	M	M	
		可能性がある	N	N	M	N	N	M	M	M	M	M	M	
	死亡/重度	可能性が高い	N	N	S	N	M	M	S	M	M	M	S	
		可能性が遠い	N	N	S	M	M	M	S	M	M	S	S	
		可能性がある	N	M	E	M	S	S	E	S	S	S	E	
	参照確率	可能性が高い	S	S	E	S	S	S	E	S	S	E	E	
		可能性が遠い												
奇有														
関連結果		死亡/重度		重要		軽度/なし								
関連リスク分類（客観的状況）														

過剰リスク：

E-極度 **S-過度** **M-中程度** **P-小程度** **N-なし**

3.5 最終規定

3.5.1 この規制で規定されている定性的評価方法論は、雇用主によるリスク管理の標準化された方法論を構成するのではなく、労働監督監査官による重大で差し迫ったリスクの状況の特徴づけるといった特定の目的を持っている。

3.5.1.1 規制基準で重大かつ差し迫ったリスクとして定義されている条件または状況が確認された場合、差し止めまたは禁止の措置を課すために、この規制で規定されている方法論の使用は免除される。

3.5.2 差し止めと停止は、労働者の安全と衛生に対する緊急保護の措置であり、懲罰的措置としては特徴付けられていない。

3.5.2.1 客観的状況（関連リスク）の規則的予測がない労働条件と状況では、労働監督監査官は、客観的状況（関連リスク）を決定するために使用される技術的基準を正当化に含めなければならない。

3.5.3 差し止めまたは停止を課すことは、分析された状況に関連する労働安全衛生基準、またはその他の労働法の規定の違反に対する、違反通知の発行を排除するものではない。

3.5.4 差し止めまたは停止の有効期間中、重大で差し迫ったリスクの状況を是正するために必要な活動は、関係する労働者の安全と健康の状態が保証されている限り、実行することができる。

3.5.5 差し止めまたは停止の結果としての作業の中断中、労働者は実際に作業をしたとして給与を受け取る。